

人事委員会規則八一〇（一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年九月二十九日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子
人事委員会規則八一〇（一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則
人事委員会規則八一〇（一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（年次休暇以外の休暇） 第九条 任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる有給の休暇を与えるものとする。				（年次休暇以外の休暇） 第九条 任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる有給の休暇を与えるものとする。			
名称	対象となる場合	期間		名称	対象となる場合	期間	
略	略	略		略	略	略	
家族看護等休暇 非常勤職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際の介助、学校保健安全法				家族看護等休暇 非常勤職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際の介助、学校保健安全法			

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の施設、児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等その他の事業又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十四条第一項に規定する各種学校（以下「保育所等」という。）における学校保健

一 略

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の施設、児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等その他の事業又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十四条第一項に規定する各種学校

における学校保健

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

2 略	略	
	略	安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は一に掲げる事由に準ずるもの 三 危険鳥獣による被害を防止するための学校及び保育所等の休業又は学校及び保育所等からの送迎の要請
	略	

2 略	略	
	略	安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は一に掲げる事由に準ずるもの
	略	